

情報発信委託業務 公募型プロポーザル審査要領

情報発信委託業務に関する公募型プロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1. 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「情報発信委託業務公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 実施要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 実施要領により、適正に書類を作成した参加者

2. 審査の項目及び点数

総合点数は 100 点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

- (1) 企画提案の内容 (60 点)
- (2) 業務の実施体制 (15 点)
- (3) 実施スケジュール (15 点)
- (4) 実施経費 (10 点)

3. 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 日時、場所

日時：令和 8 年 3 月 27 日（金）午前 11 時 00 分から（予定）

場所：土佐町役場（高知県土佐郡土佐町土居 194 番地）

プレゼンテーション

- ① 1 参加者の時間は全体で 30 分とします。（プレゼンテーション 15 分、その後、審査委員からの質疑応答 15 分）
- ② 順番は、開始時間と併せて別途お知らせします。

4. 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、後日公表する「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査の終了後に、各審査委員の審査結果を集計し、審査員の評価の平均点数が 60 点以上の企画提案書について、審査による得点が最上位の者を、契約の相手方の候補者に決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で 2 者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。